

特定建築物構造設備指導基準

〔平成9年3月24日〕
〔生活衛生部長決裁〕

(最終改正) 令和2年3月31日

1 空気調和設備等

(1) 共通

- ア 空気調和設備等は、その周辺に十分な点検スペースを確保し、かつ保守点検が容易に行える場所に設けること。また、点検、清掃等の作業が容易に行える構造とすること。特に、空気調和設備等を天井に埋設する場合は、適切な位置に十分な大きさの点検口を設置する等の措置を講ずること。
- イ 外気取入口は、建築物周囲の状況を十分考慮し、できるだけ高い位置で、つとめて清浄な空気を取り入れることができる場所に設けること。また、取入外気の汚染を防止するため、排気口、冷却塔等の汚染源との間に、概ね10m以上の離間距離をとること。
- ウ 厨房等の排気口は、建築物周囲の状況を十分考慮し、できるだけ高い位置で、建築物内外に悪臭等の影響を与えない位置に設けること。
- エ 全熱交換器を設ける場合、熱回収に利用する排気は、居室系統の排気とすること。
- オ 居室系統の外気取入口及び排気口は、汚染空気の混入を防止するため、駐車場系統の外気取入口及び排気口とは兼用しないこと。

(2) 空気調和・機械換気設備

- ア 外気調和機及び空気調和機回りのダクトには、給気量、還気量及び外気取入量を容易に知ることができるよう風量測定口を設けること。
- イ 外気取入量は、居室における二酸化炭素の含有率を建築物環境衛生管理基準に適合させるために十分な量とすること。
- ウ 空気清浄装置は、居室における空気中の浮遊粉じんの量を建築物環境衛生管理基準に適合させる能力を有すること。

(3) 空気調和設備

- ア 加湿装置は、居室における相対湿度を建築物環境衛生管理基準に適合させる能力を有すること。
- イ 冷却塔等は、当該建築物及び隣接建築物の居室開口部、外気取入口等への影響を考慮した位置に設けること。
- ウ 冷却塔の補給水管への逆流を防止するために、オーバーフロー管と補給水管末端との間には、吐水口空間を十分に確保すること。

2 給水設備

札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱第4条給水設備構造基準によること。

3 給湯設備

- (1) 使用頻度の低い給湯設備は、中央式とせず局所式とすること。
- (2) 中央式給湯設備は点検、清掃等が容易な場所に設けること。
- (3) 貯湯槽には、適切な位置に温度計を取り付けること。
- (4) 加熱装置は、レジオネラ属菌の増殖を抑制できる能力（槽内60℃以上、末端栓55℃以上）を有するものとする。
- (5) 中央式給湯設備の膨張管は単独配管とし、高置水槽及び補給水槽に接続しないこと。
- (6) 給湯管及び継手は、水質に悪影響を与えないものを使用すること。また、高温水や塩素消毒に耐える材質のものとする。

4 雑用水設備

- (1) 雑用水設備は、点検、清掃等が容易に行える場所に設けること。
- (2) 使用水が市水道水及び専用水道水以外の場合、雑用水の処理過程には、塩素消毒設備と必要に応じてろ過装置等を設けること。
- (3) 飲用系から雑用水槽へ補給する場合は、補給水管への逆流を防止するために、雑用水槽のあふれ縁と補給水管末端との間には、吐水口空間を適切に確保すること。なお、有効な吐水口空間を確保できない場合には、逆流防止性能や負圧破壊性能を有する機器の設置等、逆流防止のための有効な措置を講ずること。
- (4) 雑用水を供給する全ての給水栓は、誤飲、誤使用を防止できる構造とする又は飲用できない旨を明確に表示すること。
- (5) 雑用水管は、他の配管と識別できる措置を講ずること。
- (6) 雑用水系統の末端には、法令に規定する水質検査を適正に実施することのできる検水栓を設けること。また、検水栓には、水質検査にあたり、配管内の滞留水を除くための排水設備を設けること。
- (7) 手洗付の洗浄用タンクを有する便器及び洗浄装置付便座の洗浄装置には、雑用水を使用せず、飲料水を使用すること。
- (8) 修景施設
 - ア 修景施設のうち、水を循環して使用し、かつエアロゾルの発生や建築物の利用者が接触するおそれがある場合には、消毒装置やろ過装置を設けること。
 - イ 修景用水の貯水部分には、清掃用の排水設備を設けること。

5 排水設備

空気調和機等の、衛生上の配慮が必要な設備からの排水は間接排水とし、排水口空間を確保すること。

6 清掃、廃棄物・再利用物保管場所

- (1) 専用の清掃用資機材倉庫を設けること。
- (2) 廃棄物・再利用物保管場所を設けること。